

乙種組合員が入院した時は 傷病手当金の支給を受けることができます



(国保組合HP)

甲種組合員の皆様は、貴院に勤務されます乙種組合員の方にご周知くださいますようお願いいたします。

◎ 受給資格・支給額・提出書類

① 受給資格について

乙種組合員本人が本組合に加入した日から、181日目に発生します。

② 支給額について

1年度に180日を限度として、入院1日につき2,000円を支給します。

③ 提出書類について

傷病手当金支給申請書 1部

※診療月毎・医療機関毎に申請してください。

※勤務先院長先生の証明が必要です。

④ 申請書の請求について

甲種組合員所属の郡市区支部へ請求または、福岡県歯科医師国民健康保険組合ホームページからダウンロードしてください。



(傷病手当金ページ)

「注」 ◎ 次のような入院は傷病手当金を支給することができません。

- ・ 保険外診療（例えば美容整形手術など）による入院
- ・ 出産時の入院（骨盤位による帝王切開など保険診療を受診した場合は除く）
- ・ 自賠責保険等による休業補償が受けられる交通事故等の第三者行為による入院
- ・ 労災保険による給付が受けられる入院

◎ 脱退した時は、脱退受理日で受給資格が消滅します。また、再加入された場合は新規加入の取扱いとなります。

※受給資格を有する期間の支給については、脱退後でも申請できます。

◎ 毎月15日が申請締切となります。（15日が休祝日の場合は休祝日を除く前日締切）

◎ 診療報酬明細書（レセプト）で入院していることを確認した上での支給となりますので、支給は診療月の2カ月後の月末になります。

※診療報酬明細書（レセプト）が本組合に届くのが遅れた場合は、支給も遅くなります。

◎ 支給の時効は、国民健康保険法で入院日から2年となっていますので、早めにご申請ください。

国民健康保険被保険者証（保険証）終了のお知らせ

現在ご使用の被保険者証は令和7年9月30日に有効期限を迎えます。

10月1日以降は使用できなくなりますので、9月末までに本組合より下記のいずれかを各診療所宛にお送りいたします。

到着後は必ず開封してご確認ください。

- ・ マイナ保険証の利用登録を している方 → 資格情報のお知らせ
- ・ していない方 → 資格確認書

※医療機関での利用方法等の詳細は、歯界時報9月号に同封したチラシをご確認ください。